

看護補助者の業務に必要な能力の指標



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 **日本看護協会**

目次

1. 「看護補助者の業務に必要な能力の指標」について	1
2. 用語の定義	2
3. 「看護補助者の業務に必要な能力の指標」	3
4. 「看護補助者の業務に必要な能力の指標」の活用について	4

1. 「看護補助者の業務に必要な能力の指標」について

1) 背景

タスク・シフト／シェアが進められる中、看護師がその専門性を要する業務に専念できるよう、さらなる看護補助者との協働の重要性が増している。協働においては、看護師の指示のもとで業務を行うという法的位置づけを遵守しながら、看護補助者が看護チームの一員としての役割と責任を果たすことが重要である。

また、本会が作成した「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」（2021年改訂版）では、看護チームにおいて各職種が各々の役割と責任を果たし、安全で質の高い看護を効果的・効率的に提供するためには、各施設に必要な体制の整備を進める必要があると示している。

一方で、看護補助者の確保・定着に関する課題は深刻である。特に、定着については、看護補助者が就業後に業務内容及び必要になる知識・技術等に関するギャップを感じることで、早期離職の要因の一つとなっており、入職時からの定着支援が重要と考えられた。看護補助者の業務に必要な能力を示すことで、就業後のギャップの解消による定着支援とし、また効果的な成長に向けた教育により、看護チームの一員として期待する看護補助者の育成につなげることが求められる。

そこで、本会は、看護補助者との協働を推進する取り組みの一環として、今回、「看護補助者の業務に必要な能力の指標」を作成した。

2) 目的

本「看護補助者の業務に必要な能力の指標」（以下、「本指標」と記載）は、看護チームの一員として、看護師の指示のもとで安全な看護補助業務を行い、チームの目標達成に向けて協働するために求められる看護補助者の段階的な能力の指標を示したものである。

3) 対象

施設や部署のもつ機能にかかわらず、医療機関で働くすべての看護補助者を対象とする。

2. 用語の定義

- 看護チーム
看護職と看護補助者を含むチーム
- 看護職
保健師助産師看護師法で定める保健師、助産師、看護師、准看護師を総称
- 看護補助者
看護が提供される場において、看護チームの一員として看護師の指示のもと、看護の専門的判断を要しない看護補助業務（『傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話』及び『診療の補助』に該当しない業務）を行う者

なお、本指標において示す看護補助者の「業務」は、厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発 0305 第 5号・令和6年 3月 5日）に基づき、「療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務」を想定する。

また、各施設における名称は、看護助手、看護アシスタント、ナースエイド、ケアワーカーなど様々であるが、本指標では、医療法施行規則や診療報酬上の記載に則り、「看護補助者」と表記している。

■厚生労働省告示第 58 号「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和6年 3月 5日）

第五 病院の入院基本料の施設基準等

一 通則

(3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

■厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発 0305 第 5号・令和6年 3月 5日）

別添 2 入院基本料等の施設基準等

第 2 病院の入院基本料等に関する施設基準

4 入院患者の数及び看護要員の数等については下記のとおりとする。

(6) 看護の実施は、次の点に留意する。

イ 看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務を行うこととする

3. 「看護補助者の業務に必要な能力の指標」

		ステップ1	ステップ2	ステップ3
求められる看護補助者像		看護チームの一員としての役割と責任を理解し、看護師長及び看護職の指導を受けながら、安全に業務を遂行できる。	看護チームの一員としての役割と責任を果たし、安全に業務を遂行できる。	看護補助者の中心的なメンバーとして看護チームに参画し、看護補助者の同僚や後輩に助言や支援ができる。
能力				
基本姿勢と態度	所属施設及び組織の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○所属施設及び組織の理念を理解している。 ○所属施設の社会的責任について理解している。 		
	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ○公私の区別を明確にしている。 ○自らの役割と能力と照らして業務を引き受け、責任をもって取り組んでいる。 ○就業規則や施設内ルールに従って行動している。 ○施設の個人情報保護や守秘義務のルールを守っている。 		
	接遇・応対	<ul style="list-style-type: none"> ○患者に対して誠意をもって、礼儀正しく、不快感を与えない対応を心掛けている。 ○挨拶、身だしなみを整えている。 		
業務遂行に必要な知識・技術	実践 看護師から指示を受けた看護補助業務を遂行する力	<ul style="list-style-type: none"> ○看護補助者の業務内容・業務範囲を説明できる。 ○施設の看護補助者の業務に関する規定等を確認している。 ○施設の看護補助者の業務に関する規定等に従い、看護師長及び看護職の指導を受けながら業務を安全に遂行している。 ○所属部署における看護補助業務の概要と流れを理解している。 ○自身の責任範囲を理解し、一人で判断せず、看護師の指示を受けて業務を遂行している。 ○看護師からの指示受けと報告の方法を理解し、指示を受け、報告できる。 ○疑問点や不明点は、看護師長や指示者に確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の看護補助者の業務に関する規定等に従い、安全に業務を遂行している。 ○業務の優先順位を考えて行動計画を立てている。 ○疑問点や不明点を円滑に確認して看護師から指示を受け、報告できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の看護補助者の業務に関する規定等に従い、安全に業務を遂行し、看護補助者の同僚や後輩にも助言を行っている。 ○業務の優先順位を考えて、円滑に行動計画を実行している。 ○必要時、業務マニュアルや実施方法の改善について、看護チームに提案している。 ○より複雑な手順が規定されている業務についても遂行している。
	安全 業務上の危険から患者と自己を守る力	<ul style="list-style-type: none"> ○医療事故を起こさないための注意点と対応策に関する基礎知識がある。 ○医療事故を起こさないための注意点と対応策を、看護師長及び看護職の指導を受けながら実施できる。 ○感染予防対策に関する基礎的知識がある。 ○看護師長及び看護職の指導を受けながら、感染予防対策を実施している。 ○災害時の対応を理解している。 ○急変時の対応を理解している。 ○健康障害を引き起こすリスク要因から自己を守る対策を、看護師長及び看護職の指導を受けながら実施できる。 ○労務環境において自己が危険にさらされた場合に、看護管理者又は担当部署に相談できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療事故を起こさないための注意点と対応策を実施できる。 ○感染予防対策を実施している。 ○災害時の自らの役割を理解し、看護師長及び看護職の助言を得ながら役割を果たせる。 ○急変時の自らの役割を理解し、看護師長及び看護職の助言を得ながら役割を果たせる。 ○健康障害を引き起こすリスク要因から自己を守る対策を実施できる。 ○労務環境における課題に気づき、看護管理者又は担当部署に相談できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療事故を起こさないための注意点と対応策を実施でき、看護補助者の同僚や後輩にも助言を行っている。 ○感染予防対策を実施し、看護補助者の同僚や後輩にも助言を行っている。 ○災害時の自らの役割を理解し、状況に応じて役割を果たせる。 ○急変時の自らの役割を理解し、状況に応じて役割を果たせる。 ○健康障害を引き起こすリスク要因から自己を守る対策を実施でき、看護補助者の同僚や後輩にも助言を行っている。 ○労務環境において他者が危険にさらされた場合に気づき、看護チームで協働して解決を図る。
	チームワークとコミュニケーション 看護チームの目標達成に参画する力	<ul style="list-style-type: none"> ○看護チームの目標を理解している。 ○看護チームにおける各職種の役割と責任を説明できる。 ○看護チームにおける情報共有の重要性を説明できる。 ○看護チームでの情報共有のため、報告・連絡・相談を適切に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○看護チームの目標の達成に向けた自らの役割を理解して、業務に取り組んでいる。 ○看護チームの目標の達成のために自身が取り組んでいることを説明できる。 ○必要時、患者の療養環境の改善や工夫の必要性について気づき、看護師長又は看護職に相談できる。 ○看護チーム内の人間関係を良好に保つよう心掛け、声をかけやすい雰囲気を作っている。 ○同僚と互いを尊重しあうコミュニケーションをとっている。 ○余力がある場合は、周囲の仕事を手伝っている。 ○ミーティング等の機会で、自ら進んで参加し、意見を言える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○看護チームの目標の達成と、提供するサービスの質の向上を意識して、業務に取り組んでいる。 ○看護チームの目標の達成と、提供するサービスの質の向上のために自身が取り組んでいることを説明できる。 ○必要時、患者の療養環境の改善や工夫について、看護チームに提案している。 ○良好な人間関係作りに向けて、コミュニケーションの機会を自ら働きかけて作っている。 ○看護補助者の後輩のモデルとなるようなコミュニケーションをとっている。 ○看護補助者の同僚や後輩に支援的にかかわっている。 ○必要時、看護補助者の同僚や後輩と意見を交わし、まとめている。 ○看護補助者の中心的なメンバーとして、発言できる。

※能力の獲得は、経験年数で決定されるものではないため、各ステップの能力を獲得する目安となる経験年数等は示していない。

4. 「看護補助者の業務に必要な能力の指標」の活用について

本指標の活用により、看護チームの一員として、安全に業務を行う看護補助者の計画的かつ段階的な育成が可能となる。

本指標は3段階のステップで構成しており、各ステップで求められる到達目標となる行動を、能力ごとに提示している。本指標で示した能力を獲得するための教育は、各施設において、その理念や業務内容に応じて、看護管理者の責任の下に行われる。本指標の活用においては、看護管理者から看護補助者への説明が必要である。そのため、本指標を用いて面談等でフィードバックを行うことで、看護管理者と看護補助者のコミュニケーションツールとなりうる。さらに、就労継続に向け、看護補助者自身がやりがいを感じられる機会となることも期待できる。

なお、日本看護協会は、各施設における看護補助者に対する教育・研修の負担の軽減及びその質の担保を目的に、2022年から「看護補助者を対象とした標準研修」を提供している。本指標のステップ1に示された能力を獲得するための教育として、各施設における教育・研修の他、同研修を活用可能である。

また、看護師には、看護チームにおける業務のうち、看護の専門性を要しない業務を判断し、その業務について、看護補助者に適切に指示と指導を行う責任がある。そのため、看護師においては、協働する看護補助者の能力や研修受講状況等を考慮し、その範囲内で実施できる業務であるかどうかを判断することが求められる。看護管理者には、看護職と看護補助者がそれぞれの役割と責任を果たせるよう、看護補助者のみならず、看護職への教育を担保する責任がある。

看護チームにおける業務のあり方に関する基本的な考え及び看護職と看護補助者が協働する上で必要な体制整備については、「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」を参照いただきたい。

最後に、本指標は、看護チームの一員として協働するために、看護補助者に期待する能力について、標準的な内容として示したものである。なお、本指標は目的に沿い、看護チーム内での業務遂行を前提とした内容にしているが、各施設における組織横断的な活動への看護補助者の参画を妨げるものではない。活用にあたっては、施設の機能や特徴などを踏まえ、各施設で必要とされる看護補助者の業務内容と人材像を明確化した上で、本指標の内容と照らし合わせ、求める人材像の育成に適うより良い指標を検討いただくことを期待している。

看護補助者の業務に必要な能力の指標

2024 年 10 月 15 日

編集・発行 公益社団法人 日本看護協会

〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL : 03-5778-8831 (代表)

URL : <http://www.nurse.or.jp/>

問い合わせ先 : 公益社団法人日本看護協会

看護開発部

TEL : 03-5778-8549

本書の無断複写・掲載は禁じます。